

子育て支援等オール五城目生活応援商品券を申請できるのは？

① 非課税者分

令和3年1月1日時点で秋田県内の市町村に住民票があり、住民票上の世帯員全員の令和3年度の住民税が非課税である世帯の世帯員（既に亡くなられている方を除く）



©2015 秋田県んだっチャR03008

② 子育て世帯分

令和3年1月1日時点で受給者、児童ともに秋田県内の市町村に住民票があり、児童手当（令和3年1月分）を受給している世帯（公務員・特例給付世帯を除く）の児童手当対象の児童

おひとりにつき、1万円分の商品券を申請できます。

児童手当対象のお子さまおひとりにつき、1万円分の商品券を申請できます。

①②両方の要件に該当する方も1万円の申請となります。

例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、2人とも非課税者の場合

●「非課税者分」として2人分
1万円×2人=2万円分
の商品券を申請できます。



©2015 秋田県んだっチャR03008

非課税

子育て

4人とも非課税者の世帯で、夫婦2人・児童手当の対象である子2人(8歳&13歳)

●「非課税者分」又は「子育て世帯分」として4人分
1万円×4人=4万円分
の商品券を申請できます。



©2015 秋田県んだっチャR03008

課税

子育て

夫婦2人・子3人(17歳&12歳&7歳)の世帯で、課税者である世帯主が児童手当受給者である場合

●「子育て世帯分」として2人分
1万円×2人=2万円分
の商品券を申請できます。
(児童手当の対象である12歳、7歳のお子さま分となります。)

生活応援商品券 申請から使用までの流れ

1 申請する

- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
※DV被害者で住民票を移さずに避難されている方については、現在お住まいの市町村等にご相談ください。
【税の申告が行われていない場合、非課税者が課税者かの判断ができないため、市町村へ税の申告が必要です。】
- ・申請期間：令和3年6月28日から8月31日

2 商品券が届く

- ・申請書記載の住所に商品券が届きます。

3 商品券を使用する

- ・使用可能期間：商品券が届いてから令和3年12月31日まで
- ・商品券は使用可能期間中に、五城目町の商品券取扱店でご使用ください。
※商品券は換金、他の市町村発行の商品券等との交換、譲渡、販売はできません。またお釣りはできません。



©2015 秋田県んだっチャR03008